

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和元年12月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900362号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900086号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年12月9日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、平成21年12月に支給された賞与の記録に誤りがあると通知があった。平成21年12月に賞与は支給され、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずであるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主から提出された預金通帳の写し(以下「事業主から提出された預金通帳」という。)及び複数の同僚が保有する賞与明細書の写し(以下「同僚の賞与明細書」という。)により、請求者は、請求期間において、事業主から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、事業主から提出された預金通帳により、平成21年12月9日とすることが妥当である。

また、上記同僚の賞与明細書において、厚生年金保険料控除額は請求期間当時の適正な厚生年金保険料率よりも低い保険料率を用いて計算されていることから、請求者についても、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から 16 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900152号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900087号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年12月1日、喪失年月日を平成29年3月2日に訂正し、平成28年12月から平成29年2月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成28年12月1日から平成29年3月2日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月1日から平成29年3月2日まで

公共職業安定所の求人票で正社員として社会保険に加入することを確認した上でA社に入社したが、実際には社会保険に加入させてもらえなかった。同社において厚生年金保険の被保険者となる要件は満たしていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

日本年金機構及び請求者が保管する請求者の請求期間に係る平成29年2月17日付け厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書により、請求者がA社における被保険者資格について、日本年金機構B年金事務所長に対し、厚生年金保険法第31条及び健康保険法第51条の規定に基づく確認の請求(以下「確認請求」という。)を行ったことが確認できる。

また、日本年金機構及び請求者が保管する平成29年3月21日付け厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認(却下)通知書により、請求者の確認請求は却下されたこと及び却下理由は「平成28年12月2日～平成28年12月26日までの勤務状況(勤務日数16日)では、被保険者資格取得の基準(4分の3基準)を満たしていないため。」であることが確認できる。

一方、平成28年5月13日付け日本年金機構事業企画部門担当理事・事業推進部門(統括担当)担当理事あて厚生労働省保険局保険課長・厚生労働省年金局事業管理課長通知「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて」(保保発0513第1号・年管管発0513第1号)によると、「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第12

条の規定により、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）である者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱うこととする。」とされている。

しかしながら、上記通知によると、「1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週及び月に勤務すべきこととされている時間及び日数をいう。」とされており、請求者が保管するA社に係る「労働契約書」により、請求者の同社における就業時間は午前8時から午後5時まで（うち休憩時間60分）であることが確認できるほか、事業主は、請求者の同社における就業時間及び休日は、通常の労働者と同様に、同社の就業規則に定めるとおりであった旨陳述しており、当該就業規則により、就業時間は1日実働8時間、休憩時間は1日60分であること及び休日は日曜日、祝祭日、毎月2回の週休2日又は1日であることが確認できることから、請求者が同社において勤務すべきこととされていた所定労働時間又は所定労働日数が同社における通常の労働者の1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数の4分の3未満であったとは考え難い。

また、請求者が保管するA社の「求人票（フルタイム）」における雇用期間並びに「労働契約書」における労働契約期間、昇給に係る記載及び年次有給休暇に係る記載により、請求者の同社における雇用期間には定めがなかったことが推認できるほか、当該契約書に厚生年金保険料の計算に用いる標準報酬月額に関する記述があるところ、事業主は、請求者を社会保険に加入させる前提で採用したと回答していることを踏まえると、請求者は厚生年金保険法に定める被保険者となる要件を満たしていたと考えられる。

さらに、事業主の回答、雇用保険の加入記録並びに請求者及び事業主が保管する平成29年5月30日付け第2回労働審判手続期日調書（調停成立）により、請求者のA社における在籍期間は平成28年12月1日から平成29年3月1日であることが認められる。

加えて、前述のとおり、平成29年2月17日付けで請求者が確認請求を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第75条には「保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による確認の請求又は第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による訂正の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。」と規定されている。

これらを総合的に判断すると、請求期間において、請求者を厚生年金保険の被保険者としなない合理的理由はなく、請求者は被保険者となる要件を有していたと認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年12月1日、喪失年月日を平成29年3月2日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間における標準報酬月額については、請求者に係るA社の2016年12月度給与明細書及び2017年1月度給与明細書における給与額、事業主が請求者と雇用形態、職種、労働条件及び採用時の給与額が同一であったとする同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額、事業主の回答並びに日本年金機構の回答から、15万円とすることが必要である。